

斜里町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

斜里町

1 プログラムの目的

平成24年に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、斜里町ではこれまでの間、各学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施するなど、必要な対策について関係機関で協議してきました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「斜里町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

- (1) 斜里警察署地域交通課（警察関係者）
- (2) 網走建設管理部事業室事業課・斜里出張所（道路管理者）
- (3) 斜里町立学校（学校関係者、PTA、学校運営協議会）
- (4) 斜里町産業部建設課（町道管理者）
- (5) 斜里町民生部住民生活課（町交通安全担当者）
- (6) 斜里町教育委員会生涯学習課（教育関係者）

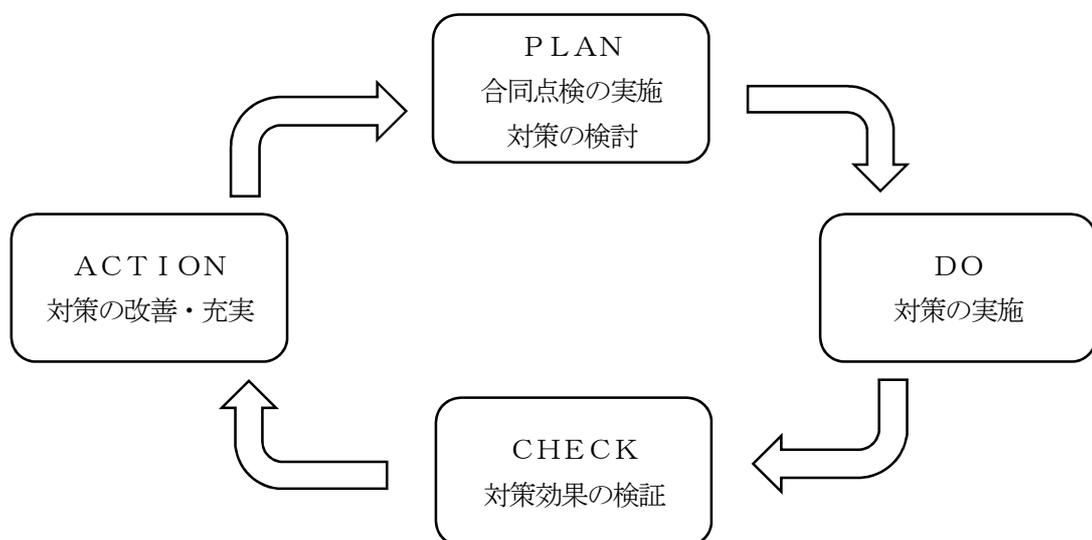
3 取組の方向性

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

① 合同点検の実施時期等

- (ア) 町立学校において、各学校から報告された危険箇所を対象に、合同点検を実施します。
- (イ) 積雪時の危険箇所については、危険箇所の調査を行うとともに、積雪状況に応じて、その都度対応します。
- (ウ) 効率的・効果的に合同点検を行うため、重要課題を設定し、合同点検を実施します。

② 合同点検の体制

学校、保護者、道路管理者、警察署等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的なメニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

対策実施後の箇所等について、期待した効果が上がっているのかを確認するため、各学校への聞き取りを行うなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果の検証を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

点検箇所や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、随時公表します。